

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3077号)

令和6年5月28日

横情審答申第3077号

令和6年5月28日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子正史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和4年8月30日建違対第389号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「照会書兼回答書（平成27年10月1日現在回答分）」外7件の一部開示  
決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、別表 1 に示す文書 1 から文書 18 までを一部開示とした決定のうち、別表 3 に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 7 月 1 日付で行った、別表 1 に示す文書 1 から文書 18 まで（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 41 号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第 7 条第 2 項第 2 号、第 3 号ア及び第 4 号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 旧条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

特定法人の取引先法人（以下「取引先法人」という。）の担当者の氏名、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。

## (2) 旧条例第 7 条第 2 項第 3 号アの該当性について

取引先法人の名称、代表者名、所在地、電話番号、FAX 番号及び社判の印影、賃貸借目的物の所在地及び家賃の月額、振込先口座情報、物件の所在、名称、不動産番号、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに滞納金額は、特定法人がその事業活動の過程で自ら開拓して得た取引先に係る情報や、経理等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、特定法人の事業活動が損なわれるおそれがある

と認められる。

特定法人は、清算法人であり現在も清算手続を行っているが、そのことで上記おそれの存在が直ちに否定されることにはならない。また、特定法人は刑事告発されているため、特定法人との取引内容等が第三者に知られることで、取引先法人の名誉及び社会的評価が損なわれると考えられる。

これらのことから、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 旧条例第7条第2項第4号の該当性について

非開示とした部分のうち、取引先法人の代表者印の印影及び特定法人の振込先口座情報については、開示することにより法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、非開示部分の開示を求める。

(2) 実施機関が非開示とした部分は、行政代執行費用の納付命令に係る義務者である特定法人が所有する建物の家賃支払請求権及びその所有する土地で、差し押さえられたものに関する具体的な情報と推察される。その多くは登記簿によって社会的に公示されているものや、賃借人や家賃の額あるいは公売による徴収金の額などと思われるから、旧条例第7条第2項第3号アに該当するとは解されない。

(3) 本件処分に係る各一部開示決定書の「根拠規定を適用する理由」においても、抽象的に「事業活動が損なわれるおそれがある」とするのみで、その内容が具体的には示されていない。

(4) 新聞報道によれば、特定法人は、開示請求日以前に横浜地裁から破産手続開始決定を受けたとされている。

(5) 不動産の表示及び金額に係る部分を開示することで、市民が行政の規制執行運用の適否の判断等を行うことが可能となり、必要な規制請求等に繋がりうることから、「人の生命、健康、生活又は財産の保護」や規制執行の適正化による公費負担の最小化という大きな公共の利益をもたらさう。

これに対し、特定法人の本来の企業活動は事実上停止していると思われ、非開

示とされた各種金額部分の開示によりその企業活動に支障を生じ、又は権利や競争上の地位などの正当な利益を害するとは認められない。

各種不動産の表示及び金額に係る部分の開示による利益は、その非開示による利益を大きく上回ると評価されるので、本件処分は、旧条例第7条第2項第3号ただし書を適用し、「公益上の義務的開示」を行うべき場合に該当すると考える。

## 5 審査会の判断

### (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

### (2) 行政代執行費用の徴収に係る事務について

宅地造成等規制区域内において、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に適合しない工事を行った者が、同法第14条各項又は第17条の規定による命令に従わず、これを放置することが著しく公益に反すると認められる場合、実施機関は、災害防止のために必要な措置を行政代執行により実施する。

その後、実施機関は当該措置に要した費用の納付を命じ、完納されない場合は差押えを行い、公売等によって換価し、行政代執行に要した費用に充当する。

### (3) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、実施機関による行政代執行工事に係る費用の滞納整理に関して作成された行政文書である。

イ 文書1から文書3までは、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条に基づき、特定法人の不動産の賃借人に対し、実施機関が行った質問の照会書兼回答書である。

文書1は賃借人1に係るものであり、その名称、所在地、電話番号、FAX番号、回答の担当者の氏名及び電話番号並びに法人代表者印の印影、当該不動産の種類、家賃の月額及び支払方法等が記載されている。

文書2は賃借人2に係るものであり、その名称、所在地、電話番号、FAX番号及び会社印の印影、当該不動産の種類、所在、家賃の月額及び支払方法等が記載されている。

文書3は賃借人3に係るものであり、その名称、所在地並びに回答の担当者の氏、電話番号及びその個人印の印影、当該不動産の所在、家賃の月額及び振込先口座情報等が記載されている。

ウ 文書4-1から文書5-4までは、特定法人の家賃債権を実施機関が差し押さえた際に作成した差押調書の謄本及び債権差押通知書であり、特定法人の滞納金額、債務者の名称、代表者名及び所在地、差押債権に係る不動産の所在、名称及び家賃の月額等が記載されている。

エ 文書6-1から文書6-8までは、上記ウの差押えに係る差押解除通知書であり、債務者の名称、代表者名及び所在地、差押債権に係る不動産の所在、名称及び家賃の月額等が記載されている。

オ 文書7は、特定法人が所有する不動産（建物）を実施機関が差し押さえた際に作成した差押書及びその別紙物件明細である。差押書には特定法人の所在地、名称及び滞納金額、処分理由等が、別紙物件明細には差押財産の不動産番号、所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積が記載されている。

カ 文書8から文書14までは、上記オの差押えに係る登記嘱託書、代位原因証明情報、登記原因証明情報及びそれらの別紙物件明細並びに差押解除通知書である。登記嘱託書には登記の原因、代位者、代位原因等が、代位原因証明情報及び登記原因証明情報には当事者、代位の原因となる事実又は法律行為等が、別紙物件明細には差押財産の不動産番号、所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積が記載されている。また、差押解除通知書には、特定法人の所在地及び名称、差押財産の不動産番号、所在、家屋番号、種類、構造及び床面積、差押年月日等が記載されている。

キ 文書15から文書18までは、特定法人が所有する不動産（土地）を実施機関が差し押さえた際に作成した差押書、公売通知書及びそれらの別紙物件明細である。差押書には特定法人の所在地、名称及び滞納金額、処分理由等が、公売通知書には特定法人の所在地及び名称、公売方法、公売日時等が、別紙物件明細には差押財産の不動産番号、地番、地目、地積が記載されている。

ク 実施機関は、本件審査請求文書のうち別表2で示す非開示部分1から非開示部分3までを旧条例第7条第2項第2号に、非開示部分4から非開示部分13ま

でを同項第3号アに、非開示部分14を同号ア及び同項第4号に、非開示部分15を同号に該当するとして非開示としている。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができることを規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 非開示部分1は、実施機関からの照会に係る賃借人1の回答の担当者である従業員の氏名及びその個人の電話番号であるから、特定の個人を識別することができるものであって、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。

ウ 非開示部分2は、実施機関からの照会に係る賃借人3の回答の担当者の氏及びその個人印の印影であるから、特定の個人を識別することができるものであって、本号本文に該当する。

また、その氏が賃借人3の代表取締役と同一の氏であったため、実施機関に確認したところ、回答の担当者と代表取締役とは同一人物とのことであった。そうだとすると、代表者は当該法人の意思表示を行うことから、その氏名は当該法人の名称とともに対外的に公にすることが予定されていると考えられるため、回答の担当者の氏は、本号ただし書アに該当する。もっとも、その個人印の印影までは対外的に公にすることが予定されているとはいえないから、当該印影は本号ただし書アに該当しない。

エ 非開示部分3は、実施機関からの照会に係る賃借人3の回答の担当者個人の電話番号であるから、特定の個人を識別することができるものであって、本号

本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。

(5) 旧条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 旧条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、開示しないことができる法人その他の団体に関する情報から除くことを規定している。

イ 非開示部分4は賃借人1、賃借人2及び賃借人3の名称及び所在地、非開示部分5は賃借人1及び賃借人2の電話番号及びFAX番号、非開示部分8は賃借人2の会社印の印影、非開示部分9は賃借人2及び賃借人3に係る賃借目的物不動産の所在地、非開示部分10は賃借人1、賃借人2及び賃借人3の代表者名及びその肩書き、非開示部分11は差押債権に係る不動産の所在及び名称、非開示部分12は特定法人の滞納金額、非開示部分13は差押財産の不動産番号、所在、家屋番号、種類、構造及び床面積である。

実施機関は、これらの情報は、特定法人がその事業活動の過程で自ら開拓して得た取引先に係る情報や経理等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあると主張する。

しかし、当審査会において確認したところ、本件開示請求時点において特定法人は清算法人であり、清算法人は通常の営業活動はできないことから、これらの情報を公にしても、その事業活動が損なわれるおそれはないし、その清算行為が損なわれるおそれもない。

次に、賃借人1、賃借人2及び賃借人3について、これらの情報が開示されることにより、その名称、所在地、代表者名等のほか、特定法人との間に賃貸借関係があった事実が公にされるが、これによりその名誉や社会的信用が損なわれる蓋然性があるとはいえず、事業活動が損なわれるおそれがあるとも考えられない。

したがって、非開示部分 4、非開示部分 5 及び非開示部分 8 から非開示部分 13 までは、本号アに該当しない。

なお、審査請求人は、不動産の表示及び金額に係る部分については、本号ただし書を適用すべき場合に該当すると主張するところ、非開示部分 9 及び非開示部分 11 から非開示部分 13 までは、そもそも本号アに該当しないことから、本号ただし書該当性については判断するまでもない。

ウ 非開示部分 6 は、賃借人 1、賃借人 2 及び賃借人 3 に係る賃貸目的物不動産の家賃の金額である。当該金額は、各賃借人が事業活動を行うに当たり不可欠な取引情報であって、内部管理に属する情報である。したがって、公にすることにより、賃借人 1、賃借人 2 及び賃借人 3 の事業活動が損なわれるおそれがあると認められることから、非開示部分 6 は、本号アに該当する。

なお、審査請求人は、金額に係る部分については本号ただし書を適用すべき場合に該当すると主張するが、特定法人の家賃債権の額を公にすることで、人の生命、健康、生活又は財産の保護に資することが相当程度具体的に見込まれるとは考え難い。また、今後の規制行政の適正化等に係る参考情報となることが否定できないとしても、通常は公にしない経営に関する情報を開示される不利益を、各賃借人に強いることがやむを得ないと評価できる事情も見受けられない。したがって、非開示部分 6 は、本号ただし書に該当しない。

エ 非開示部分 7 は、家賃が月額であることが分かる記載であり、公にすることで事業活動が損なわれるおそれがあるとは認められず、本号アに該当しない。

オ 非開示部分 14 は、賃借人 3 の家賃の振込先となる特定法人の口座の情報である。これは、特定法人の財産の管理に関するものであり、その清算行為に使用するものと考えられるため、特定法人の内部管理に属する情報である。したがって、公にすることにより、特定法人の活動が損なわれるおそれがあると認められることから、本号アに該当する。

(6) 旧条例第 7 条第 2 項第 4 号の該当性について

ア 旧条例第 7 条第 2 項第 4 号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができる旨規定している。

イ 非開示部分15は、賃借人1の法人代表者印の印影であり、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、その財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

ウ 非開示部分14について、実施機関は本号にも該当すると主張するが、旧条例第7条第2項第3号アに該当するため、本号該当性は判断しないこととする。

(7) 理由付記について

審査請求人は、本件処分に係る各一部開示決定通知書について、非開示とする理由が具体的に示されていないと主張するが、「法人がその事業活動の過程で自ら開拓した取引先に係る情報であり、開示することにより・・・競争上不利益を被る」等、当該理由についてひとつおりの記載があるため、本件処分が違法、不当とまではいえない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

別表1 審査請求文書

審査請求文書		一部開示決定通知
文書1	照会書兼回答書（平成27年10月1日現在回答分） （賃借人1に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-1
文書2	照会書兼回答書（平成27年10月13日現在回答分） （賃借人2に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-2
文書3	照会書兼回答書（平成27年10月14日現在回答分） （賃借人3に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-3
文書4-1	差押調書（謄本）（賃借人1に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-4
文書4-2	差押調書（謄本）（賃借人3に係るもの）	
文書4-3	差押調書（謄本）（賃借人2の特定賃借物件B 号室の賃借に係るもの）	
文書4-4	差押調書（謄本）（賃借人2の特定賃借物件E 号室の賃借に係るもの）	
文書5-1	債権差押通知書（賃借人1に係るもの）	
文書5-2	債権差押通知書（賃借人3に係るもの）	
文書5-3	債権差押通知書（賃借人2の特定賃借物件B号 室の賃借に係るもの）	
文書5-4	債権差押通知書（賃借人2の特定賃借物件E号 室の賃借に係るもの）	
文書6-1	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （特定法人宛の賃借人2の特定賃借物件B号室の 家賃債権に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-5
文書6-2	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （賃借人2宛の賃借人2の特定賃借物件B号室の 家賃債権に係るもの）	
文書6-3	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （特定法人宛の賃借人2の特定賃借物件E号室の 家賃債権に係るもの）	
文書6-4	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （賃借人2宛の賃借人2の特定賃借物件E号室の 家賃債権に係るもの）	
文書6-5	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （特定法人宛の賃借人1の家賃債権に係るもの）	
文書6-6	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （賃借人1宛の賃借人1の家賃債権に係るもの）	

文書 6 - 7	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （特定法人宛の賃借人 3 の家賃債権に係るもの）	令和 4 年 7 月 1 日 建違 対第253号- 5
文書 6 - 8	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （賃借人 3 宛の賃借人 3 の家賃債権に係るもの）	
文書 7	差押書（平成27年度 建違対第794号）	令和 4 年 7 月 1 日 建違 対第253号- 6
文書 8	登記嘱託書（平成17年 8 月 4 日住所移転）	令和 4 年 7 月 1 日 建違 対第253号- 7
文書 9	代位原因証明情報（平成27年11月18日付）	
文書10	登記嘱託書（平成27年11月18日横浜市役所差押）	
文書11	登記原因証明情報（平成27年11月18日付）	
文書12	差押解除通知書（平成28年度 建違対第1097号）	
文書13	登記嘱託書（平成29年 3 月29日解除）	
文書14	登記原因証明情報（平成29年 3 月29日付）	
文書15	差押書（平成27年度 建違対第675号）	令和 4 年 7 月 1 日 建違 対第253号- 8
文書16	公売通知書（平成27年度 建違対第921号）	
文書17	公売通知書（平成28年度 建違対第64号）	
文書18	公売通知書（平成28年度 建違対第753号）	

別表 2 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分

非開示根拠規定	非開示部分		文書
旧条例第 7 条 第 2 項第 2 号	非開示部分 1	賃借人の回答の担当者の氏名及びその個人の電話番号	文書 1
	非開示部分 2	賃借人の回答の担当者の氏及びその個人印の印影	文書 3
	非開示部分 3	賃借人の回答の担当者個人の電話番号	
旧条例第 7 条 第 2 項第 3 号 ア	非開示部分 4	賃借人の名称及び所在地	文書 1 から文書 6 - 8 まで
	非開示部分 5	賃借人の電話番号及び F A X 番号	文書 1 及び文書 2
	非開示部分 6	賃借目的物不動産の家賃の金額	文書 1 から文書 6 - 8 まで

旧条例第7条 第2項第3号 ア	非開示部分7	家賃が月額であることが分かる記載	文書4-1、文書4-4、文書5-1、文書5-3及び文書5-4
	非開示部分8	賃借人の会社印の印影	文書2
	非開示部分9	賃借目的物不動産の所在地	文書2及び文書3
	非開示部分10	賃借人の代表者名及びその肩書き	文書2から文書6-8まで
	非開示部分11	差押債権に係る不動産の所在及び名称	文書4-1から文書6-8まで
	非開示部分12	特定法人の滞納金額	文書4-1から文書5-4まで、文書7及び文書15から文書18まで
	非開示部分13	差押財産の不動産番号、所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	文書7から文書14まで
旧条例第7条 第2項第3号 ア及び第4号	非開示部分14	家賃の振込先口座情報	文書3
旧条例第7条 第2項第4号	非開示部分15	賃借人の法人代表者印の印影	文書1

別表3 非開示部分のうち開示すべき部分

非開示部分	文書	開示すべき部分
非開示部分2	文書3	回答者記載欄の「担当者」の全て
非開示部分4	文書1	「住所又は所在地」及び「氏名又は名称」の全て並びに「調査事項」欄のうち「2 借主（貴方）の氏名（名称）及び住所（所在地）」の2行目及び3行目の全て
	文書2	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の2行目の全て、「調査事項」欄のうち「2 借主（貴方）の氏名（名称）及び住所（所在地）」の2行目11文字目から行末まで及び3行目の全て並びに回答者記載欄の3行目15文字目から28文字目まで並びに5行目及び6行目の全て
	文書3	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の2行目の全て及び「調査事項」欄のうち「2 借主（貴方）の氏名（名称）及び住所（所在地）」の全て

非開示部分 4	文書 4 - 1	「差押財産」欄の 2 行目の全て及び 3 行目 1 文字目から 12文字目まで	
	文書 4 - 2	「差押財産」欄の 2 行目の全て及び 3 行目 1 文字目から 9 文字目まで	
	文書 4 - 3	「差押財産」欄の 2 行目及び 3 行目の全て並びに 4 行目 1 文字目から 14文字目まで	
	文書 4 - 4		
	文書 5 - 1	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て並びに「差押財産」欄の 2 行目の全て及び 3 行目 1 文字目から 12文字目まで	
	文書 5 - 2	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て並びに「差押財産」欄の 2 行目の全て及び 3 行目 1 文字目から 9 文字目まで	
	文書 5 - 3	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て並びに「差押財産」欄の 2 行目及び 3 行目の全て並びに 4 行目 1 文字目から 14文字目まで	
	文書 5 - 4		
	文書 6 - 1	「財産の表示」欄の 1 行目から 3 行目までの全て及び 4 行目 1 文字目から 14文字目まで	
	文書 6 - 2	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て並びに「財産の表示」欄の 1 行目から 3 行目までの全て及び 4 行目 1 文字目から 14文字目まで	
	文書 6 - 3	「財産の表示」欄の 1 行目から 3 行目までの全て及び 4 行目 1 文字目から 14文字目まで	
	文書 6 - 4	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て並びに「財産の表示」欄の 1 行目から 3 行目までの全て及び 4 行目 1 文字目から 14文字目まで	
	文書 6 - 5	「財産の表示」欄の 1 行目の全て及び 2 行目 1 文字目から 12文字目まで	
	文書 6 - 6	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て並びに「財産の表示」欄の 1 行目の全て及び 2 行目 1 文字目から 12文字目まで	
	文書 6 - 7	「財産の表示」欄の 1 行目の全て及び 2 行目 1 文字目から 9 文字目まで	
	文書 6 - 8	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て並びに「財産の表示」欄の 1 行目の全て及び 2 行目 1 文字目から 9 文字目まで	
	非開示部分 5	文書 1	「調査事項」欄のうち「2 借主（貴方）の氏名（名称）及び住所（所在地）」の 1 行目の全て

非開示部分 5	文書 2	回答者記載欄の 8 行目の全て
非開示部分 7	文書 4 - 1	「差押財産」欄の 4 行目の 36 文字目
	文書 4 - 4	「差押財産」欄の 5 行目の 36 文字目
	文書 5 - 1	「差押財産」欄の 4 行目の 36 文字目
	文書 5 - 3	「差押財産」欄の 5 行目の 36 文字目
	文書 5 - 4	
非開示部分 8	文書 2	回答者記載欄の印影
非開示部分 9	文書 2	「調査事項」欄のうち「4 賃貸借の目的物」の記載の全て
	文書 3	
非開示部分 10	文書 2	「氏名又は名称」の 3 行目の全て、「調査事項」欄のうち「2 借主（貴方）の氏名（名称）及び住所（所在地）」の 2 行目 7 文字目から 10 文字目まで及び回答者記載欄の 4 行目及び 7 行目の全て
	文書 3	「氏名又は名称」の 3 行目の全て
	文書 4 - 1	「差押財産」欄の 3 行目 13 文字目から行末まで
	文書 4 - 2	「差押財産」欄の 3 行目 10 文字目から行末まで
	文書 4 - 3	「差押財産」欄の 4 行目 15 文字目から行末まで
	文書 4 - 4	
	文書 5 - 1	「氏名又は名称」の 3 行目の全て及び「差押財産」欄の 3 行目 13 文字目から行末まで
	文書 5 - 2	「氏名又は名称」の 3 行目の全て及び「差押財産」欄の 3 行目 10 文字目から行末まで
	文書 5 - 3	「氏名又は名称」の 3 行目の全て及び「差押財産」欄の 4 行目 15 文字目から行末まで
	文書 5 - 4	
	文書 6 - 1	「財産の表示」欄の 4 行目 15 文字目から行末まで
	文書 6 - 2	「氏名又は名称」の 3 行目の全て及び「財産の表示」欄の 4 行目 15 文字目から行末まで
	文書 6 - 3	「財産の表示」欄の 4 行目 15 文字目から行末まで
	文書 6 - 4	「氏名又は名称」の 3 行目の全て及び「財産の表示」欄の 4 行目 15 文字目から行末まで

非開示部分10	文書 6 - 5	「財産の表示」欄の2行目13文字目から行末まで
	文書 6 - 6	「氏名又は名称」の3行目の全て及び「財産の表示」欄の2行目13文字目から行末まで
	文書 6 - 7	「財産の表示」欄の2行目10文字目から行末まで
	文書 6 - 8	「氏名又は名称」の3行目の全て及び「財産の表示」欄の2行目10文字目から行末まで
非開示部分11	文書 4 - 1	「差押財産」欄の7行目及び8行目の全て
	文書 4 - 2	
	文書 4 - 3	「差押財産」欄の8行目及び9行目の全て
	文書 4 - 4	
	文書 5 - 1	「差押財産」欄の7行目及び8行目の全て
	文書 5 - 2	
	文書 5 - 3	「差押財産」欄の8行目及び9行目の全て
	文書 5 - 4	
	文書 6 - 1	「財産の表示」欄の8行目及び9行目の全て
	文書 6 - 2	
	文書 6 - 3	
	文書 6 - 4	
	文書 6 - 5	「財産の表示」欄の6行目及び7行目の全て
	文書 6 - 6	
	文書 6 - 7	
	文書 6 - 8	
非開示部分12	文書 4 - 1	「滞納金額」欄の全て
	文書 4 - 2	
	文書 4 - 3	
	文書 4 - 4	
	文書 5 - 1	
	文書 5 - 2	
	文書 5 - 3	

非開示部分12	文書 5 - 4	「滞納金額」欄の全て
	文書 7	
	文書15	
	文書16	別紙滞納金額明細書の全て
	文書17	
	文書18	
非開示部分13	文書 7	別紙物件明細の「不動産（建物）の表示」の全て
	文書 8	
	文書 9	
	文書10	
	文書11	別紙物件明細の「不動産（建物）の表示」の全て
	文書12	
	文書13	
	文書14	

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。罫線及び空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 8 月 30 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 9 月 20 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 6 年 2 月 27 日 (第382回第一部会)	・審議
令和 6 年 3 月 26 日 (第383回第一部会)	・審議
令和 6 年 4 月 23 日 (第384回第一部会)	・審議